

広島県告示第二百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯崎英彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	居宅サービス事業所		サービスの種類	指定期間
				所在地	所在地		
株式会社らくらく	広島市佐伯区楽々園四丁目六番一九一〇二号	ヘルパーステーションらくらく	広島市佐伯区楽々園四丁目六番一九一〇二号	訪問介護	平成二十二年三月一日		
正岡クリマック・デイサービスセンター株式会社	尾道市栗原町五五七八番地	正岡クリマック・デイサービスセンター	尾道市栗原町五五七八番地	通所介護	平成二十二年三月一日		
瀬戸電設工業株式会社	福山市瀬戸町山北四二三番地一	訪問ヘルパーふる里	福山市津之郷町津之郷一〇八五番地の一	訪問介護	平成二十二年三月一日		
有限会社ミアメイト	福山市東手城町二丁目八番一〇号	デイサービス月うさぎ	福山市神辺町川南二三三八番地	通所介護	平成二十二年三月一日		